

○岩手和敬荘高齢者虐待防止のための指針

第1条 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第2条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」と表記)の発生の防止等に取り組むため当事業所での「安全対策委員会」が「高齢者虐待防止検討委員会」(以下「委員会」と表記)を兼任し、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 委員会は、当施設の安全対策委員会を兼任とし、以下の職員で構成する。

- ・介護部、看護部、居宅介護支援部、地域包括支援部、通所介護部
- ・事務部、相談部、栄養部の選任された職員。

委員長は「介護施設における安全対策担当者養成研修」を受講した職員が務め、年度毎に選任される。

(2) 委員会の開催は毎月1回開催され、各部が報告を行う。報告内容は施設長へ報告後、当施設内で回覧される。必要時には随時委員会の開催があり、臨時または緊急時の場合は施設長が主体となり職員を構成する。

(3) 委員会の審議事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関すること。
- ⑥虐待の発生原因分析と再発防止策に関すること。

(4) 高齢者虐待防止担当者は、安全対策委員会委員長とする。

第3条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1)定期的な研修の実施(年2回以上)
- (2)新任職員への研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施
- (4)実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

第4条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生した場合は、速やかに町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2)緊急性の高い事案の場合は、町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

第5条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1)利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、2(4)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2)利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3)事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4)事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び高齢者虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5)事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6)必要に応じて関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

第6条 虐待等に係る苦情解決方法

- (1)虐待等の苦情相談について、各部の苦情受付担当者は相談対応の後、苦情対応委員会を経て、受付内容を苦情解決責任者(施設長、理事長)へ報告する。
- (2)苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに十分留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3)対応の結果は、相談者にも報告する。

第7条 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

第8条 当指針の閲覧

ご入居者、ご家族はいつでも本指針を閲覧することができる。

また、当施設職員が自由に閲覧できる場所に設置する他、当法人のホームページにも記載し、外部に対しても自由に閲覧できるようにする